

一般財団法人国際都市おおた協会「GOCA ニュース from おおた」広告掲載要領

令和3年3月31日2国協発第508号事務局長決定

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人国際都市おおた協会（以下「協会」という。）が発行する機関紙「GOCA ニュース from おおた」（以下「GOCA ニュース」という。）に広告を掲載することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「広告主」とは、GOCA ニュースに広告を掲載する者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張
 - (7) 名刺広告
 - (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (9) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
 - (11) 消費者被害の防止の観点から適切でないもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が不相当と事務局長が判断するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。
- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
 - (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
 - (6) たばこに係るもの

- (7) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に係るもの
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (9) 消費者金融に係るもの
- (10) 債権の取立て又は示談の引受けを業とする者
- (11) 商品先物取引に関するもの
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (13) 占い、運勢判断に関するもの
- (14) 興信所及び探偵事務所
- (15) 結婚相談又は交際紹介を業とする者
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (17) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (18) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号）に違反しているもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者として不相当と事務局長が判断するもの
（広告の掲載位置及び規格）

第 4 条 広告の掲載位置及び規格は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 協会が指定する場所
- (2) 規格 縦 55mm×横 90mm
（広告掲載料）

第 5 条 広告掲載料は、一枠 3,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 協会の法人・団体賛助会員の広告掲載料は、一般財団法人国際都市おおた協会賛助会員要綱（令和 3 年 3 月 29 日要綱第 8 号）第 6 条第 1 項第 8 号に基づき一枠 2,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告掲載の申込）

第 6 条 広告掲載を希望する者は、「GOCA ニュース from おおた」を発行する月の前月 15 日までに「GOCA ニュース from おおた」広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を協会に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第 7 条 協会は、申込を受理したときは、速やかにこれを審査して掲載の可否を決定し、「GOCA ニュース from おおた」広告掲載決定通知書（別記第 2 号様式）により通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第 8 条 広告主は、協会が指定する期日までに、第 5 条に定める広告掲載料を一括して

納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証するものとする。

3 第三者から協会に対し苦情の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主自らの責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 納入された広告掲載料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなかったときは、この限りではない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。